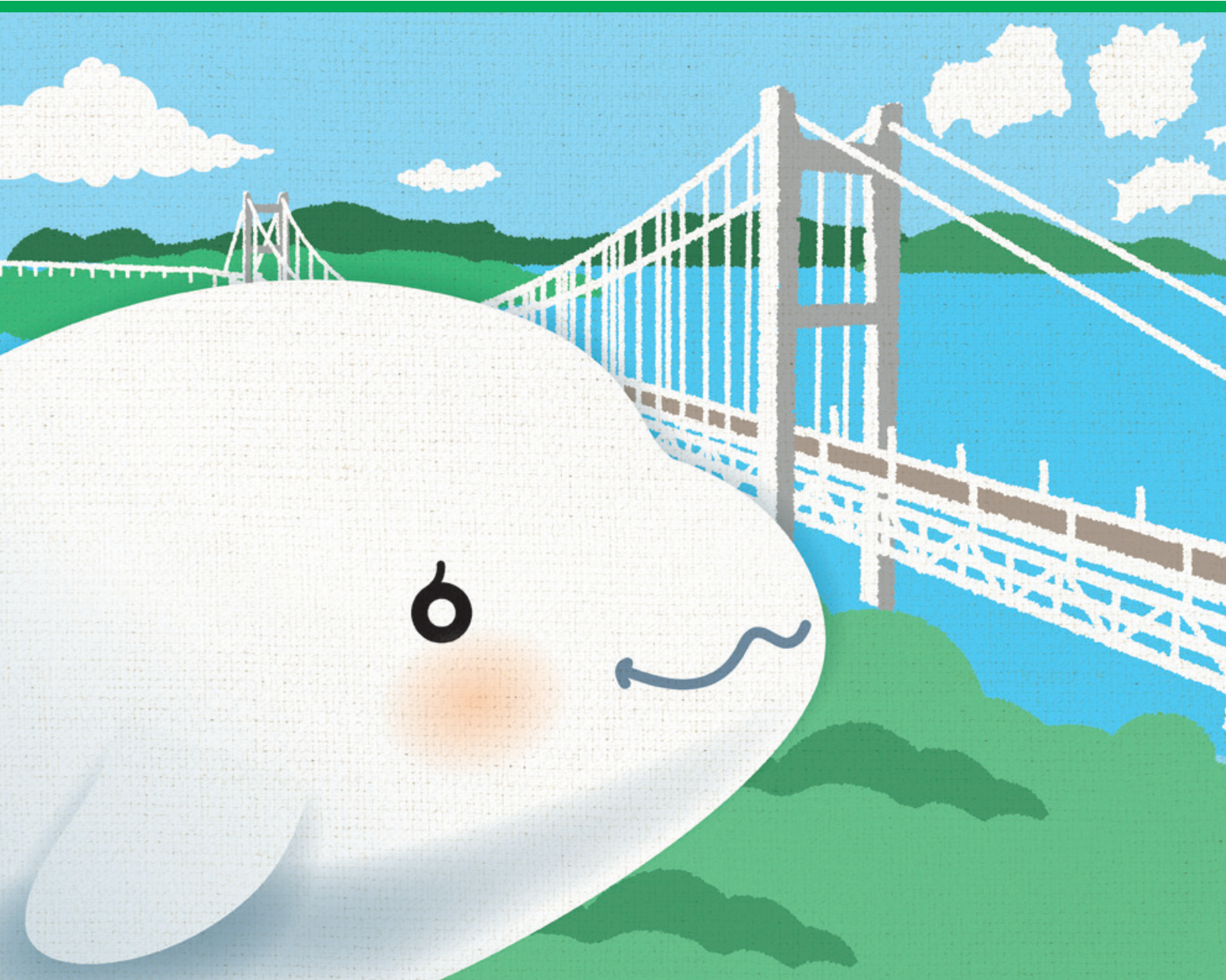


せとうち応援株式ファンド (愛称:せとうちサポーター)

追加型投信／内外／株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

中銀アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号／中国財務局長(金商)第10号

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。



商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式、一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※上記の分類は、一般社団法人資産運用業協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)にてご確認ください。

委託会社の情報

委 託 会 社 名	中銀アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1987年11月9日
資 本 金	1億2,000万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	1,246億円

(2026年7月末現在)

- 「せとうち応援株式ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年9月15日に関東財務局長に提出しており、2026年9月16日にその届出の効力が発生しております。
- 投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされております。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

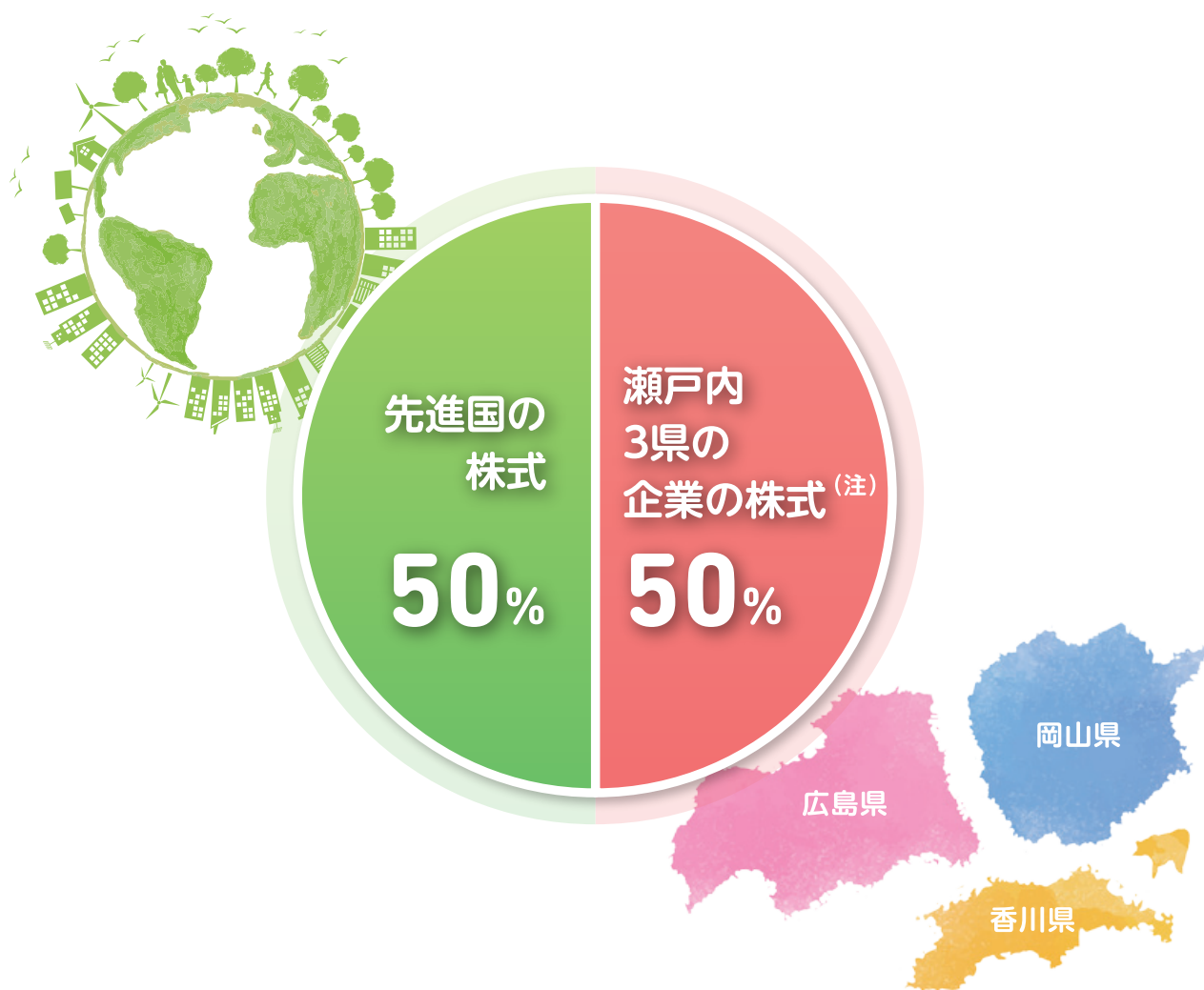
◆ 投資対象

瀬戸内3県の企業の株式および先進国の株式へ実質的に投資します。

※「瀬戸内3県の企業の株式」部分の運用は瀬戸内3県株式マザーファンドを通じて行います。

※「先進国の株式」部分の運用は先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド(適格機関投資家限定)を通じて行います。

■各資産について、以下の組入比率を目途に投資します。



(注) 金融業を除きます。
※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

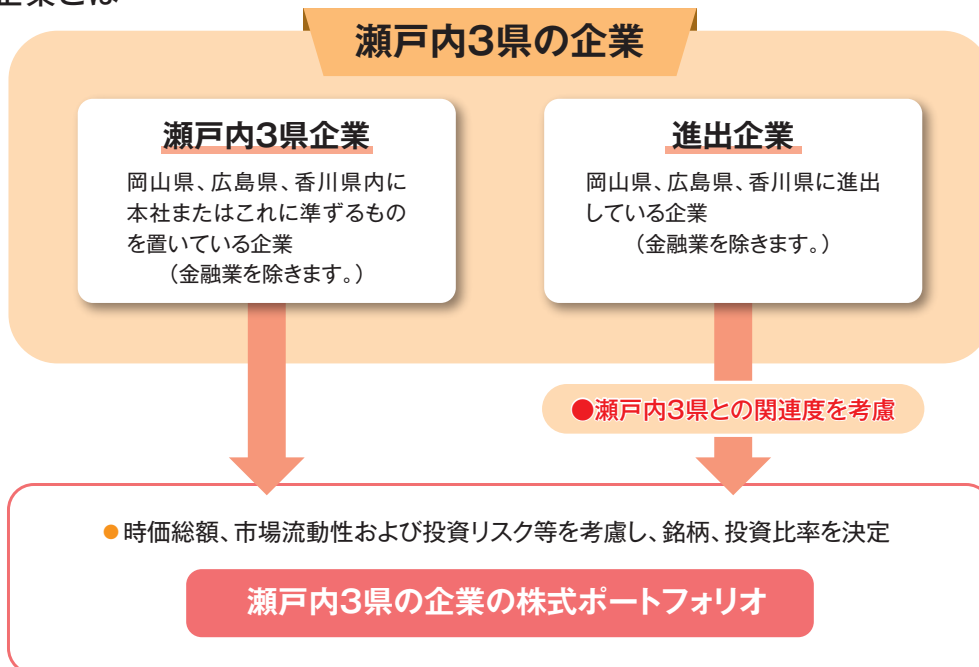
ファンドの目的・特色

◆ 各資産の投資方針

① 瀬戸内3県の企業の株式

「瀬戸内3県の企業の株式」部分の運用にあたっては、わが国の金融商品取引所上場株式の中から、瀬戸内3県の企業（金融業を除きます。）に投資します。

瀬戸内3県の企業とは



※「瀬戸内3県の企業の株式」部分の運用は瀬戸内3県株式マザーファンドを通じて行います。

当部分の運用について、くわしくは、6ページの「投資対象とする投資信託証券の概要 瀬戸内3県株式マザーファンド」をご参照下さい。

② 先進国の株式

「先進国の株式」部分の運用にあたっては、日本を除く先進国の株式に投資します。

● MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

● MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

* ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字をとったものです。

原則として、為替ヘッジを行いません。

※「先進国の株式」部分の運用は先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド（適格機関投資家限定）を通じて行います。

当部分の運用について、くわしくは、6ページの「投資対象とする投資信託証券の概要 先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド（適格機関投資家限定）」をご参照下さい。

「MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）」について

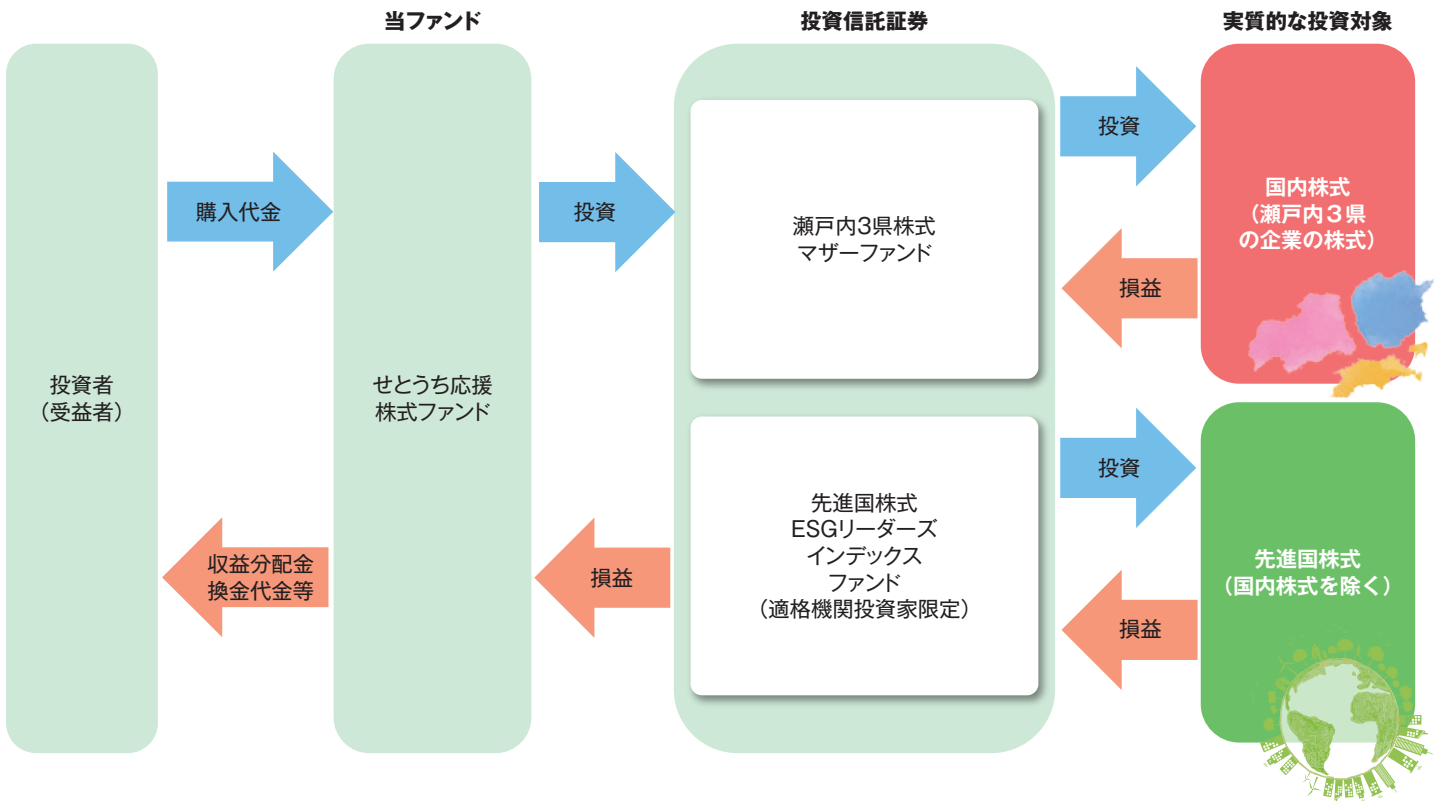
MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）とは、MSCI Inc.が開発したMSCIコクサイESGリーダーズ指数（米ドルベース）をもとに三菱UFJアセットマネジメント株式会社が計算したものです。MSCIコクサイESGリーダーズ指数（米ドルベース）は、MSCI ESGリサーチが提供する企業格付けと調査を利用し、日本を除く先進国の株式から、業種内において相対的にESG（環境、社会、ガバナンス）評価が優れた企業で構成されています。MSCIコクサイESGリーダーズ指数（米ドルベース）に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

◆ ファンドの仕組み

運用は主に以下の投資信託証券への投資を通じて、瀬戸内3県の企業の株式および先進国の株式へ実質的に投資するファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



◆ 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券を通じて行う場合において、デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

◆ 分配方針

毎年12月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準、市況動向等を勘案のうえ決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 分配にあてなかった留保益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

「MSCIコクサイESGリーダーズ指数」について

■MSCIコクサイESGリーダーズ指数の構築プロセス

＜ユニバース＞
MSCI Inc.が算出する主要先進国および新興国の各地域株価指数を構成する銘柄

ESG適格基準

MSCI ESG格付け

不祥事スコア

ビジネス関与スクリーニング

ESG適格基準を満たさない企業を除外し、適格ユニバースを作成

各地域指数における各業種分類の時価総額50%を目標に、
MSCI ESG格付けが業種内で相対的に高い企業を選定

MSCI ACWI ESGリーダーズ指数※

日本を除く先進国の企業を採用し、時価総額に応じて比率調整

MSCIコクサイESGリーダーズ指数

- ・年次レビュー（毎年5月）において適格ユニバースを更新し、各業種分類時価総額の50%を目標に一定の条件に従って銘柄を選定
- ・四半期レビュー（毎年2・8・11月）において、ESG適格基準の継続採用条件を満たしていない既存構成銘柄を除外した上で、各業種分類時価総額の45%未満となる場合、一定の条件に従って50%の目標に達するまで銘柄を新規採用

※MSCI ACWI ESGリーダーズ指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の主要先進国および新興国の大型株・中型株の中から、業種内において、相対的にESG評価が優れた企業で構成されています。

■ ESG適格基準

項目	内容	新規採用条件	継続採用条件
MSCI ESG格付け	・各企業のESGに関するリスクと機会への対応力を調査・分析 ・各企業に係る主要な問題への対応力を同業他社と比較 ・AAA～CCCの7段階で各企業を評価(BBは最上位から5番目)	BB以上	BB以上
不祥事スコア	・各企業の事業、製品やサービスがESGにネガティブな影響を与え得る不祥事の深刻度やその解決のための対策を0～10で評価(0が最低評価)	3以上	1以上
ビジネス関与スクリーニング	・非人道的兵器と関連性を有するすべての企業、核兵器に関する製造やサービスに関連するすべての企業を除外 ・民間銃器、たばこ、アルコール、通常兵器、ギャンブル、原子力、化石燃料抽出、石炭火力の製造、販売などに関連する事業から一定以上の売上や収益を得ている企業を除外		

■ MSCI ESG格付けの評価項目

● 環境 (Environment)

地球温暖化	自然資源	廃棄物管理	環境市場機会
二酸化炭素排出、 環境配慮融資など	水資源枯渇、 生物多様性と土地利用など	有害物質と廃棄物管理、 包装材廃棄物など	クリーンテクノロジー、 再生可能エネルギーなど

● 社会 (Social)

人的資源	製品サービスの安全	ステークホルダーマネジメント	社会市場機会
労働マネジメント 労働安全衛生など	製品安全・品質、 製品化学物質安全など	透明性のある物資調達、 コミュニティ関係	金融へのアクセス、 ヘルスケアへのアクセスなど

● ガバナンス (Governance)

コーポレートガバナンス	企業行動
取締役会構成、 報酬など	企業倫理、 租税回避など

※産業により重要とされる項目が異なるため、全ての項目で評価するものではありません。

※ESG適格基準やMSCI ESG格付けの評価項目は、今後変更される可能性があります。

※MSCI Inc.の資料を基に中銀アセットマネジメントが作成

投資対象とする投資信託証券の概要

◆ 瀬戸内3県株式マザーファンド

基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資態度	①主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から、瀬戸内3県の企業（金融業を除きます。）に投資し、信託財産の成長を目指します。 ②瀬戸内3県の企業とは、岡山県、広島県、香川県内に本社またはこれに準ずるものを置いている企業（以下「瀬戸内3県企業」といいます。）および瀬戸内3県に進出している企業（以下「進出企業」といいます。）とします。 ③瀬戸内3県企業の株式への投資については、時価総額、市場流動性および投資リスク等を考慮して銘柄選定を行い、投資比率を決定します。 ④進出企業の株式への投資については、時価総額、瀬戸内3県との関連度および投資リスク等を考慮して銘柄選定を行い、投資比率を決定します。 ⑤株式の組入比率は通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ⑥ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。 ⑦株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑧運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用することがあります。 ⑨資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
運用管理費用（信託報酬）	ありません ※売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
信託財産留保額	ありません
委託会社	中銀アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

◆ 先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド(適格機関投資家限定)

基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資態度	①先進国株式ESGインデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
マザーファンドの投資態度	①主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。 ②株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対して年率0.242%（税抜0.22%）
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.1%
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、実質的に国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組み入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

◆ 主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。 当ファンドが実質的に投資する株式の価格が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨の円に対する為替相場の影響を受け変動します。 当ファンドが実質的に保有する外貨建資産について、当該外貨の為替相場が円安方向に進んだ場合には当ファンドの基準価額が上昇する要因となり、円高方向に進んだ場合には下落する要因となります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化、債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。 当ファンドが実質的に保有する有価証券等の発行体にこうした状況が発生または予想される場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、証券会社とは異なり、投資者保護基金に加入していません。

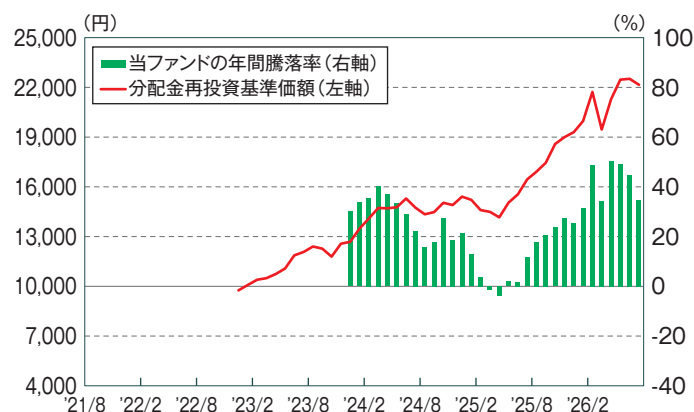
リスクの管理体制

- ・委託会社では、各種社内規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っております。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

投資リスク

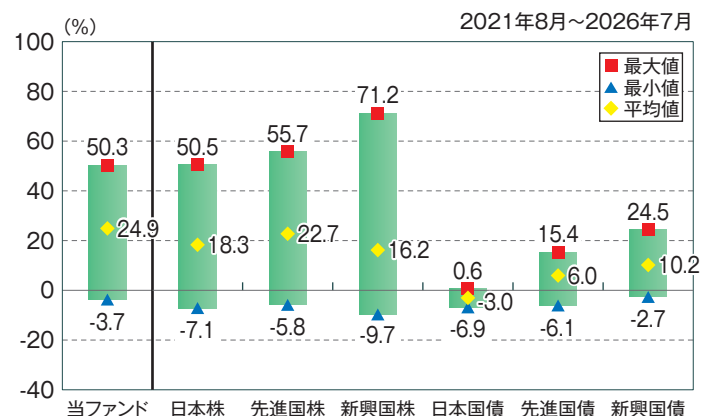
(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※分配金再投資基準価額は、2022年12月末から2026年7月末です。
- ※年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算したものであり、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しております。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しております。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記期間(当ファンドは2023年12月から2026年7月)の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※上記資産クラスの騰落率は2026年7月から60ヶ月遡った算出結果であり、当ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●代表的な資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出・公表する、日本の株式を対象とした指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、世界の新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

2026年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）等控除後の価額です。
 ※2026年7月31日時点では分配がありませんので、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

分配の推移

2023年 12月	0円
2024年 12月	0円
2025年 12月	0円
設定来累計	0円

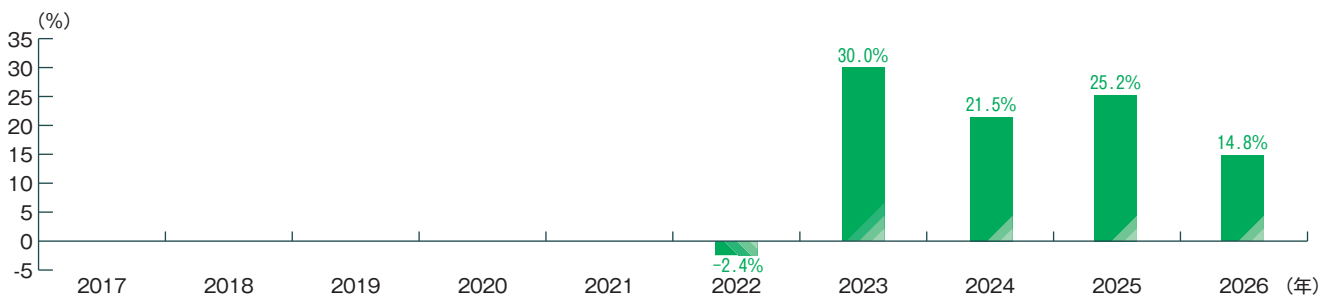
※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

資産構成	比率
瀬戸内3県株式マザーファンド	49.2%
先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド(適格機関投資家限定)	48.8%
コール・ローン、その他	2.0%
合計	100.0%

※比率は、純資産総額に対する割合です。
 ※主要な資産の状況の各組入比率は四捨五入して表示しておりますので、それを用いて計算すると誤差を生じることがあります。
 ※コール・ローン、その他には未収・未払い項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※当ファンドの収益率は基準価額で計算しております。
 ※2022年は当ファンド設定日から年末までの収益率を表示しております。
 ※2026年の収益率は年初から2026年7月31日までの収益率を表示しております。

掲載データ等はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ	
購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受け付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	2026年9月16日～2027年3月15日 ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日は、購入・換金のお申込みができません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(2022年12月16日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解消し、当該信託を終了する場合があります。①一部解約により残存口数が5億口を下回った場合②受益者のために有利であると認めた場合③やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年12月15日。ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年1回、毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 (委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) ・「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日目までにお支払いを開始します。 ・「分配金再投資コース」の場合、税引後、申込手数料なしで自動的に全額が再投資されます。 ※お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。
信 託 金 の 限 度 額	500億円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.chugin-am.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	委託会社は、決算時および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。 ※確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 ※上記は2026年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金制度による購入・換金の各お申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.3% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にご負担いただくものです。
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	純資産総額に対して、年率1.133%(税抜1.03%)を乗じて得た額												
		信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率												
		<table><tr><th>支払先</th><th>内訳(税抜)</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年率 0.50%</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率 0.50%</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率 0.03%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行の対価</td></tr></table>	支払先	内訳(税抜)	役務の内容	委託会社	年率 0.50%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価	販売会社	年率 0.50%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年率 0.03%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行の対価
		支払先	内訳(税抜)	役務の内容										
委託会社	年率 0.50%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価												
販売会社	年率 0.50%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価												
受託会社	年率 0.03%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行の対価												
※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときファンドから支払われます。														
	投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対して、年率0.121%(税込)程度												
	実質的な負担	純資産総額に対して、 年率1.254%(税込)程度 ※上記は、ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。 この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。												
その他費用・ 手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 純資産総額に対して、年率0.0055%(税抜0.005%)を乗じた額をその費用として、ファンドからご負担いただきます。 ※ファンドからご負担いただいた額が、ファンドの監査費用に満たない場合は、委託会社が差額を負担します。 ・組入有価証券等の売買委託手数料 ・信託事務の諸費用等 ※上記以外にも投資対象とする投資信託証券においては、その他の費用・手数料・監査費用・信託財産留保額等が別途かかる場合があります。 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等については、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。													

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

#

■ 指数の著作権等について

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。

MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。



中銀アセットマネジメント